

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年12月19日提出

秦野市伊勢原市環境衛生組合
組合長 高橋 昌和

提案理由

人事院勧告等を踏まえ、次のとおり改正するとともに、字句の整理を行うものであります。

- (1) 本組合職員の給料月額並びに期末手当、勤勉手当及び地域手当の支給率の引上げ、配偶者に係る扶養手当の引下げ及び廃止並びに子に係る扶養手当の段階的な引上げをするとともに勤勉手当基礎額への扶養手当算入を廃止すること。
- (2) 再任用職員に住居手当を支給すること。

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例(昭和51年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、第1号中「10,000円」を「11,500円」に改め、同号を同項第2号とし、第1号として次の1号を加える。

(1) 前項第1号に規定する扶養親族 1名につき3,000円

第8条の2第2項中「100分の6」を「100分の10」に改める。

第17条第2項の表以外の部分中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の102.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の68.75」を「100分の70」に改める。

第17条の3第1項第2号中「思料する」を「思われる」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の122.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の50」に改め、同条第3項「及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」を「及びこれに対する地域手当の月額」に改める。

第18条の4中「及び第8条の3」を削る。

第19条第5項中「第17条の例」を「同条の例」に改める。

第23条第1項中「100分の6」を「100分の10」に改める。

附則に次の2項を加える。

(令和6年12月の期末手当支給率の特例)

27 令和6年12月1日を基準日とする期末手当の支給率は、次のとおりとする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の127.5 (特定管理職員にあっては、100分の107.5)

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の71.25

(令和6年12月の勤勉手当支給率の特例)

28 令和6年12月1日を基準日とする勤勉手当の支給率は、次のとおりとする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の107.5 (特定管理職員にあつては、100分の127.5)

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の51.25

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表(1)

級 号給	1級 円	2級 円	3級 円	4級 円	5級 円	6級 円	7級 円	8級 円
1	183,500	249,800	269,300	288,900	295,200	303,900	320,100	329,900
2	184,600	251,500	270,300	290,400	297,200	306,000	322,600	332,200
3	185,800	253,000	271,300	291,900	299,200	308,100	325,000	334,500
4	186,900	254,500	272,300	293,400	301,200	310,200	327,400	336,800
5	188,000	256,000	273,300	294,900	303,200	312,300	329,700	339,100
6	189,700	257,500	274,300	296,300	305,200	314,400	332,200	341,400
7	191,300	258,800	275,300	297,600	307,200	316,500	334,500	343,700
8	192,900	260,300	276,400	298,800	309,200	318,600	337,100	346,000
9	194,500	261,300	277,400	300,300	311,100	320,700	339,600	348,300
10	196,200	262,300	278,700	301,800	312,900	322,800	342,000	350,600
11	197,800	263,300	280,000	303,200	314,700	324,900	344,200	352,900
12	199,400	264,300	281,200	304,600	316,100	327,000	346,700	355,200
13	201,000	265,300	282,500	305,700	317,400	329,000	349,100	357,500
14	202,700	266,300	283,800	306,700	318,700	331,000	351,500	359,800
15	204,400	267,300	285,000	307,900	320,000	333,000	353,900	362,100
16	206,100	268,300	286,200	309,100	321,300	335,000	356,200	364,400
17	207,400	269,300	287,300	310,700	323,100	336,900	358,100	366,600
18	209,000	270,300	288,500	312,300	324,900	338,700	360,100	368,800
19	210,600	271,300	289,800	313,900	326,600	340,500	361,900	371,000
20	212,100	272,300	291,100	315,400	328,300	342,200	363,800	373,200
21	213,600	273,300	292,400	317,000	330,000	343,900	366,200	375,400
22	215,200	274,300	293,400	318,600	331,700	345,500	368,200	377,600
23	216,800	275,300	294,400	320,200	333,400	347,200	370,400	379,800
24	218,400	276,400	295,500	321,700	335,000	348,800	372,700	382,000
25	220,000	277,400	296,600	323,400	336,700	350,500	374,300	384,200
26	221,700	278,700	297,800	325,000	338,400	352,100	376,000	386,400
27	223,000	280,000	298,900	326,600	340,000	353,700	377,700	388,600
28	224,300	281,200	300,100	328,000	341,500	355,200	379,600	390,800
29	225,600	282,500	301,300	329,700	343,100	356,900	381,600	393,100
30	226,700	283,800	302,600	331,400	344,700	358,500	383,700	395,300
31	227,800	285,000	303,900	333,000	346,200	360,100	385,600	397,500
32	228,900	286,200	305,200	334,200	347,600	361,700	387,900	399,700
33	230,000	287,300	306,500	336,100	349,300	363,500	389,900	402,000
34	231,500	288,500	307,800	337,800	350,900	365,000	391,800	404,200
35	233,000	289,800	309,100	339,400	352,500	366,600	393,600	406,500
36	234,500	291,100	310,400	340,900	353,700	368,000	394,900	408,300
37	236,000	292,400	311,700	342,500	355,200	369,600	397,000	410,200
38	237,500	293,400	313,000	344,100	356,700	371,200	399,200	412,100
39	239,000	294,400	314,300	345,700	358,200	372,700	401,300	413,900
40	240,500	295,500	315,400	347,400	359,900	374,600	403,400	415,700
41	242,000	296,600	316,300	349,200	361,700	376,500	404,600	417,500
42	243,400	297,800	317,600	351,000	363,400	378,400	405,900	419,300
43	244,800	298,900	318,900	352,800	365,100	380,200	407,000	421,100
44	246,200	300,100	320,200	354,300	366,500	381,700	408,400	422,700
45	247,400	301,300	321,400	355,700	367,800	383,500	409,900	424,200
46	248,600	302,600	322,700	357,100	369,000	385,200	411,400	425,700
47	249,800	303,900	323,900	358,500	370,400	386,800	413,100	427,200
48	251,000	305,200	325,100	360,000	371,500	388,500	414,700	428,700

49	252,100	306,500	326,400	360,800	372,400	389,900	415,600	430,000
50	253,200	307,800	327,500	361,800	373,400	391,300	416,300	431,300
51	254,300	309,100	328,600	362,800	374,500	392,700	416,900	432,500
52	255,400	310,400	329,700	363,700	375,300	394,100	417,400	433,700
53	256,400	311,000	330,400	364,800	376,200	395,300	418,200	435,000
54	257,400	312,100	331,300	365,700	377,100	396,500	419,100	436,300
55	258,400	313,100	332,000	366,700	377,900	397,500	420,000	437,500
56	259,400	314,000	332,800	367,600	378,700	398,600	420,900	438,700
57	260,400	315,200	333,600	368,300	379,500	399,800	421,700	439,500
58	261,300	316,000	334,000	369,000	380,300	400,900	422,300	440,300
59	262,200	316,800	334,600	369,600	381,000	402,000	423,000	441,100
60	263,100	317,700	335,300	370,000	381,700	402,700	423,400	441,700
61	263,900	318,400	336,100	370,600	382,400	403,400	424,200	442,300
62	264,700	319,300	336,800	371,300	383,100	404,100	425,100	442,900
63	265,500	319,900	337,500	372,000	383,800	404,800	425,700	443,500
64	266,300	320,600	338,100	372,300	384,300	405,400	426,700	444,200
65	267,000	321,400	338,600	373,000	384,900	406,000	427,400	445,000
66	267,800	322,000	339,200	373,700	385,500	406,500	428,100	446,000
67	268,600	322,600	339,700	374,300	386,200	406,900	428,600	447,000
68	269,300	323,200	340,300	374,600	386,600	407,300	429,200	447,900
69	270,000	324,000	340,600	375,100	387,200	407,500	429,800	448,800
70	270,800	324,700	341,100	375,700	387,800	407,800	430,600	449,800
71	271,600	325,100	341,500	376,300	388,300	408,100	431,300	450,800
72	272,300	325,800	341,900	376,600	388,700	408,400	431,900	451,500
73	273,000	326,300	342,300	377,200	389,300	408,700	432,700	452,400
74	273,800	326,800	342,800	377,900	389,900	409,000	433,200	453,300
75	274,600	327,100	343,300	378,500	390,400	409,300	434,000	454,100
76	275,300	327,600	343,800	378,900	390,800	409,500	434,500	454,900
77	276,000	328,100	344,100	379,200	391,300	409,800	435,000	455,600
78	276,700	328,600	344,500	379,700	391,800	410,100	435,600	456,400
79	277,400	328,900	344,900	380,100	392,400	410,700	436,200	457,200
80	278,100	329,300	345,300	380,600	392,700	411,300	436,900	458,100
81	278,800	329,800	345,600	381,100	393,100	412,000	437,500	458,900
82	279,500	330,200	346,000	381,800	393,500	412,500	438,000	459,700
83	280,200	330,500	346,400	382,400	393,900	413,100	438,400	460,500
84	280,900	331,000	346,800	383,000	394,300	413,600	439,300	461,200
85	281,500	331,300	347,000	383,400	394,800	414,100	440,000	462,100
86	282,200	331,600	347,400	383,800	395,300	414,600	440,600	462,900
87	282,800	331,900	347,800	384,200	395,600	415,000	441,000	463,600
88	283,500	332,200	348,200	384,500	396,100	415,500	441,600	464,400
89	284,100	332,400	348,400	384,700	396,600	416,200	442,200	465,100
90	284,800		348,800	385,100	397,000	416,700		465,800
91	285,400		349,200	385,500	397,500	417,300		466,600
92	286,100		349,500	385,800	397,900	417,800		467,400
93	286,700		349,800	386,100	398,200	418,500		468,200
94	287,400		350,200			419,000		
95	288,000		350,600			419,500		
96	288,500		351,000			420,000		
97	289,000		351,500			420,700		
再任用 職員	219,500	247,600	260,000	279,700	294,900	320,600	341,700	362,700

備考

この表は、行政職給料表（２）の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2(第4条関係)

行政職給料表(2)

級 号給	1級 円	2級 円	3級 円	4級 円	5級 円
1	189,100	216,100	259,500	270,400	288,900
2	190,800	217,400	260,800	272,200	290,400
3	192,600	218,300	262,400	273,900	291,900
4	194,300	219,600	263,900	275,800	293,400
5	195,900	220,600	265,400	277,400	294,900
6	197,500	221,400	266,700	278,700	296,300
7	199,300	222,400	268,000	280,000	297,600
8	200,500	223,600	268,400	281,200	298,800
9	201,900	224,200	269,100	282,500	300,300
10	203,400	225,400	270,100	283,800	301,800
11	205,100	226,100	270,700	285,000	303,200
12	206,600	227,200	271,300	286,200	304,600
13	208,200	228,100	272,100	287,300	305,700
14	209,800	229,300	273,300	288,500	306,700
15	211,200	229,900	274,800	289,800	307,900
16	212,400	231,000	275,800	291,100	309,100
17	213,800	231,800	276,800	292,400	310,700
18	214,900	233,000	277,800	293,400	312,300
19	215,800	234,000	278,800	294,400	313,900
20	217,000	235,400	279,700	295,500	315,400
21	217,600	236,100	280,400	296,600	317,000
22	218,500	237,500	281,100	297,800	318,600
23	219,400	238,700	281,800	298,900	320,200
24	220,100	240,100	282,500	300,100	321,700
25	220,600	241,400	283,100	301,300	323,400
26	221,500	242,800	283,700	302,600	325,000
27	222,300	243,500	284,300	303,900	326,600
28	223,000	244,900	284,900	305,200	328,000
29	223,900	245,500	285,500	306,500	329,700
30	224,600	247,100	286,100	307,800	331,400
31	225,700	248,000	286,700	309,100	333,000
32	226,800	249,500	287,200	310,400	334,200
33	227,600	250,800	287,700	311,700	336,100
34	228,100	252,300	288,200	313,000	337,800
35	228,600	253,500	288,700	314,300	339,400
36	229,000	254,600	289,100	315,400	340,900
37	229,700	255,600	289,500	316,300	342,500
38	230,500	256,600	289,900	317,600	344,100
39	231,400	257,400	290,300	318,900	345,700
40	232,100	258,900	290,700	320,200	347,400
41	232,800	260,200	291,100	321,400	349,200
42	233,400	261,200	291,500	322,700	351,000
43	233,900	262,000	291,900	323,900	352,800
44	234,300	262,900	292,300	325,100	354,300
45	235,000	263,300	292,700	326,400	355,700
46	235,500	263,900	293,100	327,500	357,100
47	236,500	264,500	293,500	328,600	358,500
48	236,900	265,300	293,900	329,700	360,000

49	237,700	266,100	294,300	330,400	360,800
50	238,500	266,800	294,800	331,300	361,800
51	239,500	267,400	295,300	332,000	362,800
52	240,900	268,200	295,800	332,800	363,700
53	241,800	269,000	296,300	333,600	364,800
54	242,800	269,700	296,800	334,000	365,700
55	243,600	270,400	297,300	334,600	366,700
56	244,600	271,100	297,800	335,300	367,600
57	245,600	271,800	298,300	336,100	368,300
58	246,200	272,500	299,000	336,800	369,000
59	247,200	273,200	299,600	337,500	369,600
60	247,900	273,900	300,300	338,100	370,000
61	248,700	274,600	300,900	338,600	370,600
62	249,200	275,300	301,500	339,200	371,300
63	249,800	275,900	302,100	339,700	372,000
64	250,400	276,500	302,600	340,300	372,300
65	251,000	277,000	303,100	340,600	373,000
66	251,900	277,500	303,700	341,100	373,700
67	252,800	278,000	304,300	341,500	374,300
68	253,900	278,500	304,900	341,900	374,600
69	254,900	279,000	305,500	342,300	375,100
70	255,500	279,500	306,200	342,800	375,700
71	256,500	280,000	306,900	343,300	376,300
72	257,600	280,400	307,600	343,800	376,600
73	258,700	280,800	308,200	344,100	377,200
74	259,900	281,300	308,900	344,500	377,900
75	261,100	281,700	309,600	344,900	378,500
76	262,200	282,200	310,200	345,300	378,900
77	263,300	282,600	310,800	345,600	379,400
78	264,100	283,100	311,500	346,000	380,000
79	264,900	283,600	312,200	346,400	380,500
80	265,600	284,100	312,800	346,800	381,000
81	266,100	284,600	313,300	347,000	381,300
82	266,700	285,200	313,800	347,400	
83	267,300	285,800	314,400	347,800	
84	268,000	286,400	315,000	348,200	
85	268,600	287,000	315,600	348,400	
86	269,300	287,600	316,000	348,800	
87	269,800	288,200	316,500	349,200	
88	270,400	288,800	317,000	349,500	
89	271,000	289,300	317,300	349,800	
90	271,500	289,800	317,800	350,200	
91	272,200	290,300	318,300	350,600	
92	272,700	290,800	318,700	351,000	
93	273,000	291,300	318,900	351,500	
94	273,200	291,800		351,900	
95	273,800	292,200		352,300	
96	274,100	292,600		352,700	
97	274,500	293,000		352,900	
再任用 職員	209,000	215,100	227,500	248,600	279,800

備考 この表は、技能員又は業務員に適用する。

第2条 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中第1号を削り、同項第2号中「前項第2号」を「前項第1号」に、「11,500円」を「13,000円」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条（秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例第17条第2項の表以外の部分及び第3項の改正規定、同条例第17条の3第1項第2号の改正規定、同条例第18条第2項第1号及び第2号の改正規定、同条例第19条第5項の改正規定、同条例附則に2項を加える改正規定並びに同条例別表第1及び別表第2の改正規定を除く。）の規定は、令和7年4月1日から施行し、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 前項本文において、次の各号に掲げる規定は、それぞれの各号に定める日から適用する。
 - (1) この条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2
令和6年4月1日
 - (2) 改正後の給与条例附則第27項及び第28項の規定 令和6年12月1日
日
(給与の内払)
- 3 改正後の給与条例附則第27項及び第28項並びに別表第1及び別表第2を適用する場合には、この条例による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第9号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正	
<p>(扶養手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する扶養親族 1名につき3,000円</p> <p>(2) 前項第2号に規定する扶養親族 1名につき11,500円</p> <p>(3) 前2号以外の扶養親族 1名につき6,500円</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の10を乗じて得た額とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125(特定管理職員にあっては、100分の105)を乗じて得た額</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 前項第2号に規定する扶養親族 1名につき10,000円</p> <p>(2) 前号以外の扶養親族 1名につき6,500円</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5(特定管理職員にあっては、100分の102.5)を乗じて</p>

に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4-6 (略)

第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員でその支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、その期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) (略)

(2) 離職した日からその支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思われるに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生じると認めるとき。

2-8 (略)

(勤勉手当)

第18条 (略)

得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

4-6 (略)

第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員でその支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、その期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) (略)

(2) 離職した日からその支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生じると認めるとき。

2-8 (略)

(勤勉手当)

第18条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれの各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
その職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次号及び次項において同じ。）において受けるべき勤勉手当基礎額に
100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員
その職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額

3 前項の勤勉手当基礎額は、基準日現在において職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額

4・5 （略）

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第18条の4 第7条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

（休職者の給与）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれの各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
その職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次号及び次項において同じ。）において受けるべき勤勉手当基礎額に
100分の102.5（特定管理職員にあっては、100分の122.5）を乗じて得た額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員
その職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額

3 前項の勤勉手当基礎額は、基準日現在において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額

4・5 （略）

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第18条の4 第7条及び第8条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

（休職者の給与）

第19条 (略)

2-4 (略)

5 第2項又は第3項に規定する職員がそれぞれの各項に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、その支給日に同条の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

6・7 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の基準月額)

第23条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の基準となる月額(次条第1号において「基準月額」という。)は、そのパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間の時間数が勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間の時間数と同一であるとした場合に、そのパートタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給に応じて、別表第4に定める給料月額に、100分の10を加算した額とする。

2 (略)

附 則

(令和6年12月の期末手当支給率の特例)

27 令和6年12月1日を基準日とする期末手当の支給率は、次のおりとする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

第19条 (略)

2-4 (略)

5 第2項又は第3項に規定する職員がそれぞれの各項に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、その支給日に第17条の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

6・7 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の基準月額)

第23条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の基準となる月額(次条第1号において「基準月額」という。)は、そのパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間の時間数が勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間の時間数と同一であるとした場合に、そのパートタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給に応じて、別表第4に定める給料月額に、100分の6を加算した額とする。

2 (略)

附 則

100分の127.5（特定管理職員にあつては、100分の107.5）

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の71.25

（令和6年12月の勤勉手当支給率の特例）

28 令和6年12月1日を基準日とする勤勉手当の支給率は、次のとおりとする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

100分の107.5（特定管理職員にあつては、100分の127.5）

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の51.25

別表第1・別表第2 (略)

別表第1・別表第2 (略)

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正

（扶養手当）

第7条 (略)

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主として職員の扶養を受けているものをいう。

(1) (略)

(2) (略)

（扶養手当）

第7条 (略)

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主として職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) (略)

(3) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

3 扶養手当の月額は、次に定めるとおりとする。

(1) 前項第1号に規定する扶養親族 1名につき 13,000
円

(2) 前号以外の扶養親族 1名につき6,500円

4・5 (略)

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条（秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例第17条第2項の表以外の部分及び第3項の改正規定、同条例第17条の3第1項第2号の改正規定、同条例第18条第2項第1号及び第2号の改正規定、同条例第19条第5項の改正規定、同条例附則に2項を加える改正規定並びに同条例別表第1及び別表第2の改正規定を除く。）の規定は、令和7年4月1日から施行し、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

3 扶養手当の月額は、次に定めるとおりとする。

(1) 前項第1号に規定する扶養親族 1名につき 3,000円

(2) 前項第2号に規定する扶養親族 1名につき 11,500
円

(3) 前2号以外の扶養親族 1名につき6,500円

4・5 (略)

- 2 前項本文において、次の各号に掲げる規定は、それぞれの各号に定める日から適用する。
- (1) この条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2 令和6年4月1日
- (2) 改正後の給与条例附則第27項及び第28項の規定 令和6年12月1日
（給与の内払）
- 3 改正後の給与条例附則第27項及び第28項並びに別表第1及び別表第2を適用する場合には、この条例による改正前の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

旧：別表第1（第4条関係）

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（1）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	228,500	252,000	273,200	279,300	287,500	304,000	314,100
2	163,200	230,400	253,400	274,700	281,500	289,800	306,900	317,000
3	164,400	232,100	254,900	276,300	283,700	292,100	309,700	319,900
4	165,500	233,600	256,200	277,800	285,800	294,500	312,500	322,700
5	166,600	235,200	257,500	279,500	288,000	296,900	315,200	325,400
6	167,700	236,800	258,700	281,300	290,200	299,200	317,900	328,000
7	168,800	238,200	259,900	283,100	292,400	301,500	320,500	330,600
8	169,900	239,700	261,100	284,800	294,800	303,800	323,200	333,000
9	170,900	240,900	262,300	286,700	296,800	306,200	325,900	335,300
10	172,300	242,400	263,600	288,500	298,800	308,500	328,600	338,100
11	173,600	243,800	264,900	290,300	301,400	310,800	331,200	340,900
12	174,900	245,200	266,200	292,100	303,200	312,900	334,000	343,800
13	176,100	246,400	267,600	293,700	305,000	315,400	336,800	346,400
14	177,600	248,000	269,100	295,100	306,600	317,900	339,600	349,000
15	179,100	249,500	270,700	296,500	308,200	320,300	342,400	351,700
16	180,700	250,900	272,200	298,000	309,800	323,100	345,100	354,100
17	181,800	252,000	273,800	300,000	312,000	325,300	347,400	356,700
18	183,200	253,400	275,500	302,000	314,200	327,500	349,700	359,200
19	184,600	254,900	277,100	303,800	316,200	329,500	351,800	361,800
20	186,000	256,200	278,700	305,500	318,200	331,500	354,000	364,200
21	187,300	257,500	280,300	307,400	320,200	333,500	356,700	366,800
22	189,600	258,700	281,800	309,300	322,100	335,400	359,000	369,300
23	191,800	259,900	283,300	311,100	324,000	337,300	361,400	371,600
24	194,000	261,100	284,800	312,800	325,900	339,200	363,900	374,000
25	196,200	262,300	285,900	314,800	327,900	341,200	365,900	376,600
26	197,900	263,600	287,500	316,800	329,800	343,200	368,000	379,200
27	199,400	264,900	289,000	318,700	331,700	345,200	370,100	381,800
28	200,900	266,200	290,500	320,400	333,400	347,000	372,400	384,500
29	202,400	267,600	291,900	322,400	335,400	349,000	374,700	387,100
30	203,800	269,100	293,500	324,400	337,400	350,900	377,100	389,700
31	205,200	270,700	295,100	326,400	339,300	352,800	379,400	392,300
32	206,600	272,200	296,700	327,600	340,700	354,500	381,800	394,600
33	208,000	273,800	298,200	329,600	342,600	356,500	383,900	396,900
34	209,700	275,500	299,800	331,500	344,500	358,300	385,900	399,100
35	211,400	277,100	301,300	333,500	346,400	360,200	387,900	401,400
36	212,900	278,700	302,800	335,400	348,000	362,100	389,400	403,200
37	214,400	280,300	304,400	337,300	349,900	364,000	391,700	405,100
38	216,200	281,800	306,000	339,200	351,700	365,900	394,000	407,000
39	217,900	283,300	307,600	341,100	353,500	367,800	396,300	408,800
40	219,600	284,800	309,100	342,900	355,300	369,700	398,400	410,600
41	221,100	285,900	310,000	344,800	357,100	371,600	399,600	412,400
42	222,600	287,500	311,500	346,600	358,800	373,500	400,900	414,200
43	224,100	289,000	313,000	348,400	360,500	375,400	402,100	416,000
44	225,600	290,500	314,600	349,900	361,900	376,900	403,500	417,600
45	226,800	291,900	316,200	351,300	363,200	378,700	405,000	419,100
46	228,200	293,500	317,800	352,700	364,500	380,500	406,500	420,600
47	229,600	295,100	319,300	354,200	365,900	382,100	408,200	422,100
48	231,000	296,700	320,800	355,700	367,000	383,800	409,800	423,600
49	232,400	298,200	322,200	356,500	367,900	385,200	410,700	424,900
50	234,000	299,800	323,400	357,500	368,900	386,600	411,400	426,200

51	235,500	301,300	324,500	358,500	370,000	388,000	412,000	427,400
52	236,900	302,800	325,600	359,400	370,800	389,400	412,500	428,600
53	238,100	303,700	326,300	360,500	371,700	390,600	413,300	429,900
54	239,700	305,100	327,200	361,400	372,600	391,800	414,200	431,200
55	241,200	306,400	328,000	362,400	373,400	392,800	415,100	432,400
56	242,600	307,700	328,800	363,300	374,200	393,900	416,000	433,600
57	243,600	308,900	329,600	364,000	375,000	395,100	416,900	434,500
58	245,100	309,900	330,000	364,700	375,800	396,200	417,600	435,500
59	246,400	310,900	330,600	365,300	376,500	397,300	418,400	436,500
60	247,600	312,100	331,300	365,700	377,200	398,000	418,800	437,200
61	248,700	313,200	332,100	366,300	377,900	398,700	419,700	437,900
62	249,700	314,400	332,800	367,000	378,600	399,400	420,600	438,600
63	250,600	315,300	333,500	367,700	379,300	400,100	421,400	439,500
64	251,500	316,300	334,100	368,000	379,800	400,700	422,300	440,100
65	252,400	317,200	334,600	368,700	380,400	401,300	423,100	441,000
66	253,300	317,900	335,200	369,400	381,000	401,800	423,800	442,000
67	254,100	318,500	335,700	370,000	381,700	402,200	424,300	443,000
68	254,900	319,100	336,300	370,300	382,100	402,600	424,900	443,900
69	255,600	319,900	336,600	370,900	382,800	402,900	425,500	444,800
70	256,700	320,600	337,100	371,600	383,400	403,200	426,300	445,800
71	257,900	321,100	337,500	372,200	384,000	403,500	427,000	446,800
72	259,000	321,800	337,900	372,500	384,400	403,800	427,700	447,600
73	260,200	322,300	338,300	373,100	385,000	404,100	428,500	448,500
74	261,400	322,800	338,800	373,800	385,600	404,400	429,000	449,400
75	262,500	323,100	339,300	374,400	386,200	404,700	429,800	450,200
76	263,600	323,600	339,800	374,800	386,600	405,200	430,400	451,000
77	264,700	324,100	340,100	375,200	387,100	405,700	431,100	451,800
78	265,800	324,600	340,500	375,700	387,600	406,100	431,700	452,600
79	266,900	324,900	341,000	376,100	388,200	406,700	432,300	453,400
80	267,900	325,300	341,400	376,600	388,500	407,300	433,000	454,300
81	268,900	325,800	341,700	377,200	388,900	408,000	433,600	455,100
82	269,900	326,200	342,100	377,900	389,300	408,500	434,100	455,900
83	270,900	326,500	342,600	378,500	389,700	409,200	434,600	456,700
84	271,800	327,000	343,000	379,100	390,200	409,700	435,500	457,500
85	272,700	327,300	343,200	379,500	390,700	410,200	436,200	458,400
86	273,600	327,600	343,600	380,000	391,200	410,700	436,800	459,200
87	274,500	327,900	344,100	380,400	391,500	411,200	437,300	459,900
88	275,400	328,200	344,500	380,700	392,100	411,700	437,900	460,700
89	276,300	328,400	344,700	381,000	392,600	412,400	438,500	461,400
90	277,200		345,100	381,400	393,000	412,900		462,100
91	278,100		345,500	381,800	393,500	413,600		463,000
92	279,000		345,800	382,100	393,900	414,100		463,900
93	280,000		346,100	382,400	394,200	414,800		464,800
94	281,000		346,500			415,300		
95	281,900		346,900			415,800		
96	282,800		347,300			416,300		
97	283,300		347,800			417,000		
再任用 職員	216,200	243,900	256,200	275,600	290,700	316,200	337,100	358,000

備考

- この表は、行政職給料表（２）の適用を受けない全ての職員に適用する。
- １級３３号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなる職員で、秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和５１年秦野市伊勢原市環境衛生組合規則第７号）別表第１に定める初任給基準表（１）中一般職員大学卒の項を適用してその受ける給料月額を決定される者の給料月額は、この表の額にかかわらず、２００,７００円とする。

旧：別表第2（第4条関係）

別表第2（第4条関係）

行政職給料表（2）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	円	円	円	円	円
1	166,700	191,400	238,000	254,600	273,200
2	167,900	192,700	239,700	256,600	274,700
3	169,100	193,900	241,300	258,500	276,300
4	170,300	195,200	242,800	260,500	277,800
5	171,500	196,300	244,300	262,300	279,500
6	172,700	197,100	245,600	263,600	281,300
7	174,000	198,300	246,900	264,900	283,100
8	175,200	199,500	248,100	266,200	284,800
9	176,600	200,400	249,500	267,600	286,700
10	178,100	201,600	250,800	269,100	288,500
11	179,700	202,500	251,700	270,700	290,300
12	181,100	203,600	252,900	272,200	292,100
13	182,700	204,700	254,300	273,800	293,700
14	184,300	205,900	255,900	275,500	295,100
15	185,600	206,600	257,400	277,100	296,500
16	187,100	207,700	258,800	278,700	298,000
17	188,800	208,800	260,200	280,300	300,000
18	190,200	210,000	261,400	281,800	302,000
19	191,400	211,400	262,400	283,300	303,800
20	192,600	212,800	263,500	284,800	305,500
21	193,500	213,900	264,200	285,900	307,400
22	194,400	215,300	265,200	287,500	309,300
23	195,300	216,500	266,100	289,000	311,100
24	196,500	217,900	267,000	290,500	312,800
25	197,300	219,200	267,600	291,900	314,800
26	198,500	220,600	268,300	293,500	316,800
27	199,900	221,700	269,100	295,100	318,700
28	200,800	223,100	269,900	296,700	320,400
29	201,800	224,000	270,700	298,200	322,400
30	202,800	225,600	271,500	299,800	324,400
31	204,200	226,900	272,300	301,300	326,400
32	205,600	228,400	273,100	302,800	327,600
33	206,600	229,700	273,800	304,400	329,600
34	207,400	231,200	274,800	306,000	331,500
35	208,300	232,400	275,700	307,600	333,500
36	209,100	233,500	276,500	309,100	335,400
37	210,100	234,500	277,400	310,000	337,300
38	211,200	236,300	278,000	311,500	339,200
39	212,300	237,800	278,700	313,000	341,100
40	213,100	239,600	279,400	314,600	342,900
41	214,000	240,900	279,900	316,200	344,800
42	214,900	241,900	280,600	317,800	346,600
43	215,700	242,700	281,400	319,300	348,400
44	216,200	243,600	282,100	320,800	349,900
45	217,000	244,300	282,900	322,200	351,300
46	217,600	245,500	283,800	323,400	352,700
47	218,700	246,700	284,600	324,500	354,200
48	219,400	247,900	285,400	325,600	355,700
49	220,500	248,700	286,100	326,300	356,500

50	221,500	249,800	287,000	327,200	357,500
51	222,500	251,000	287,900	328,000	358,500
52	223,900	252,100	288,800	328,800	359,400
53	224,800	253,200	289,400	329,600	360,500
54	225,800	254,100	290,200	330,000	361,400
55	226,600	255,000	291,000	330,600	362,400
56	227,700	256,000	291,800	331,300	363,300
57	228,700	257,000	292,400	332,100	364,000
58	229,500	257,800	293,400	332,800	364,700
59	230,500	258,600	294,400	333,500	365,300
60	231,400	259,500	295,300	334,100	365,700
61	232,200	260,400	296,000	334,600	366,300
62	232,800	261,300	296,900	335,200	367,000
63	233,500	262,200	297,800	335,700	367,700
64	234,100	263,200	298,600	336,300	368,000
65	234,700	263,800	299,200	336,600	368,700
66	235,700	264,700	299,800	337,100	369,400
67	236,700	265,700	300,400	337,500	370,000
68	237,800	266,600	301,100	337,900	370,300
69	238,800	267,600	301,700	338,300	370,900
70	239,500	268,400	302,500	338,800	371,600
71	240,600	269,200	303,200	339,300	372,200
72	241,800	269,900	303,900	339,800	372,500
73	242,900	270,500	304,500	340,100	373,100
74	244,200	271,300	305,200	340,500	373,800
75	245,400	272,100	305,900	341,000	374,400
76	246,500	272,900	306,500	341,400	374,800
77	247,600	273,500	307,100	341,700	375,300
78	248,500	274,400	307,800	342,100	375,900
79	249,300	275,300	308,500	342,600	376,400
80	250,000	276,200	309,100	343,000	376,900
81	250,500	277,100	309,600	343,200	377,200
82	251,100	278,100	310,100	343,600	
83	251,800	278,900	310,700	344,100	
84	252,500	279,800	311,300	344,500	
85	253,100	280,600	311,900	344,700	
86	253,800	281,400	312,300	345,100	
87	254,400	282,200	312,800	345,500	
88	255,200	282,900	313,300	345,800	
89	255,800	283,500	313,600	346,100	
90	256,400	284,300	314,100	346,500	
91	257,100	285,100	314,600	346,900	
92	257,700	285,800	315,000	347,300	
93	258,100	286,500	315,200	347,800	
94	258,400	287,200		348,200	
95	259,000	287,900		348,600	
96	259,500	288,700		349,000	
97	260,100	289,200		349,200	
再任用 職員	205,700	211,700	224,200	245,000	275,700

備考 この表は、技能員又は業務員に適用する。

人事院勧告に伴う給与改定について

1 人事院勧告の概要

【令和 6 年度】

- 1 民間給与との較差（2.76%）を埋めるため、初任給を始め若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げる。
- 2 ボーナスを引き上げ（一般職 0.1 月分、再任用 0.05 月分）、期末手当及び勤勉手当に均等に配分する。
- 3 地域手当の級地区分を設定する地域の単位を広域化するとともに、級地区分の段階数を削減することにより大きくくり化を図る。
- 4 配偶者に係る扶養手当の廃止及び子に係る扶養手当額の引上げを段階的に実施する。
- 5 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、現在支給されていない住居手当を支給する。

2 本組合の給与改定の概要

(1) 改定内容

ア 給料

民間の給与水準を踏まえて給料月額を引き上げます。

(ア) 給料月額の改定

月額 3,400 円～29,300 円引上げ

平均改定率 約 3%

(イ) 初任給の引上げ

大卒 200,700 円 → 230,000 円（+29,300 円）

短大卒 187,300 円 → 213,600 円（+26,300 円）

高卒 176,100 円 → 201,000 円（+24,900 円）

イ 期末勤勉手当

民間の支給実績に見合うよう、年間の期末勤勉手当について、一般職及び会計年度任用職員は 0.1 月分引上げて 4.6 月分に、再任用職員は 0.05 月分引上げて 2.4 月分とします。

				6 月期	12 月期
一般職	会計年度任用職員 ・ 特定管理職員以外	令和 6 年度	期末手当	1. 225 月 (支給済み)	<u>1. 275 月 (現行 1. 225)</u>
			勤勉手当	1. 025 月 (支給済み)	<u>1. 075 月 (現行 1. 025)</u>
		令和 7 年度以降	期末手当	1. 25 月	1. 25 月
			勤勉手当	1. 05 月	1. 05 月
	特定管理職員※	令和 6 年度	期末手当	1. 025 月 (支給済み)	<u>1. 075 月 (現行 1. 025)</u>
			勤勉手当	1. 225 月 (支給済み)	<u>1. 275 月 (現行 1. 225)</u>
		令和 7 年度以降	期末手当	1. 05 月	1. 05 月
			勤勉手当	1. 25 月	1. 25 月
再任用職員	令和 6 年度	期末手当	0. 6875 月 (支給済み)	<u>0. 7125 月 (現行 0. 6875)</u>	
		勤勉手当	0. 4875 月 (支給済み)	<u>0. 5125 月 (現行 0. 4875)</u>	
	令和 7 年度以降	期末手当	0. 7 月	0. 7 月	
		勤勉手当	0. 5 月	0. 5 月	

※特定管理職員とは、6 級（管理職手当の支給月額が 74,000 円の職員）から 8 級までの職員をいいます。

ウ 地域手当

本組合職員の令和 7 年度の支給率を 6 % から 10 % に引き上げます。

エ 扶養手当

本組合職員の配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当額の引上げを段階的に実施します。

扶養親族	令和 6 年度 (現行)	令和 7 年度	令和 8 年度
配偶者	6,500 円	3,000 円	廃止
子 (一人当たり)	10,000 円	11,500 円	13,000 円

オ 住居手当

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に住居手当（借家のみ）を支給します。

カ 勤勉手当

本組合職員の勤勉手当の基礎額について、給料及びこれに対する地域手当とし、扶養手当を基礎額の算入から除外します。

(2) 施行日等

ア 給料表の改定

令和6年4月1日から適用（施行は公布の日）

イ 期末勤勉手当の支給率

令和6年12月1日から適用（施行は公布の日）

ウ 字句の整理

公布の日から施行

エ その他（地域手当支給率の引上げ、扶養手当の見直し、再任用職員への住居手当の支給及び勤勉手当基礎額の見直し）

令和7年4月1日から施行

※扶養手当については、令和7年4月1日及び令和8年4月1日を施行日とし、金額を段階的に見直すもの。